

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 20日

住 所 茨城県土浦市真鍋1丁目10番8号
事業者名 関東鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 松上 英一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社の乗合バス車両（路線バス）においては、2023年度末時点のノンステップバス導入率は79.0%である（適用除外車両を除く）。今後も車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進していく。
- ・高速バス車両においては、現在2両のノンステップバス（2階建て車両）を導入している。今後については、運用面、コスト面、整備面の諸課題を考慮の上、導入の推進を検討する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・バス車内設備の更新に際しては、行先表示器を一部カラーの白色LEDに変更し、バスが利用しやすくなるよう案内表示器の視認性向上等に配慮した設備導入を行う。
- ・バスロケーションシステムの導入を計画し、旅客への情報提供の拡充を図る。
- ・乗務員に対し、各営業所内の職場懇談会や安全協議会などにて、高齢者や障害者の方々への理解を深める講習や教育を行う。
- ・初任運転士研修や指導運転士教育等において、車いすをご利用のお客様への対応方やスロープ板、固定具の使用法等の技能訓練を実施する。
- ・乗務員に対し、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転指導を行い、安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスでの車両更新を行い、ノンステップバス導入率を向上させる。(2024年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両設備の維持	・導入したノンステップバスも含め、スロープ板や車いす固定具等のバリアフリー対応設備の機能を維持するため、必要に応じて補修・更新を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の掲載	・当社ウェブサイトや公式 Twitter にてバスの運行情報や利用方法などお客様のための情報提供の拡充を行う。 ・バスロケーションシステムを導入し旅客への情報提供の拡充を行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	・行先表示器を視認性の高い一部フルカラーの白色LED方向幕を採用し、新車に導入していく。 ・路線バス車内液晶画面にて車内事故防止ビデオを放映し、高齢者等を含め乗客へ向けて事故防止の啓発を実施する。 ・関係自治体と連携し、旅客向けの利用案内図等の作成を進め案内啓発を推進する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の知識及び技術の向上	・乗務員に対し、各営業所内の職場懇談会や安全協議会などにおいて、高齢者や障害者の方々への理解を深める教育を実施するとともに、初任運転士研修や指導運転士教育等の中で技能訓練を実施し、乗務員の知識や技術の向上を図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内表示の作成	・沿線自治体や施設と連携し旅客向け案内図等の作成を行い利用者への利用促進、案内啓発に努める。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・お客様からのご意見に対しては、本社サイドと現場サイドが共有を行い、実現に向けてお客様の意見を活用していく。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

関東鉄道株式会社ホームページ内にて公表。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。